

中山間地域等直接支払制度 ～平成27年度に認定された 集落協定の概要～

中山間地域等直接支払制度は、平成27年度から平成31年度までの5年間実施されます。平成27年度は33集落協定が活動を行っています。平成27年度における協定の概要をお知らせします。

協定名	参加者数	田 (㎡)	畑 (㎡)	草地 (㎡)	採草地 (㎡)	合計 (㎡)	交付金額 (円)	協定名	参加者数	田 (㎡)	畑 (㎡)	草地 (㎡)	採草地 (㎡)	合計 (㎡)	交付金額 (円)
馬瀬	3	8,859	3,768			12,627	183,496	大砂子	18	13,730	66,688			80,418	825,313
杉-1	6	30,846	865			31,711	526,170	筏木	5	8,597	10,150			18,747	236,311
中村大王上	7	17,925	3,876			21,801	325,285	西峯三谷	8		65,918			65,918	606,445
大王下本村	5	15,841	742		1,629	18,212	274,257	久生野	5	3,420	20,208			23,628	243,369
穴内一区	26	173,976				173,976	2,922,796	大畑井	14		23,881			23,881	219,705
立川中央	8	756	14,766		1,452	16,974	144,453	柚木	15	36,921	48,280		1,491	86,692	993,984
刈屋	6	1,294	9,984			11,278	65,872	三津子野	14	25,598	43,875			69,473	765,260
中和	3	5,357	23,368			28,725	225,609	八畝	36	71,753	87,472		10,523	169,748	1,969,278
安野々	6		14,684			14,684	133,607	連火	5	1,080	16,810			17,890	172,796
上東	8	25,327	2,572			27,899	446,908	日浦	6	2,686	27,545			30,231	298,538
黒石	18	15,698	20,939			36,637	380,575	北川	7	54,049	903			54,952	1,145,413
西梶ヶ内	14	15,384	40,482			55,866	622,789	大王下竹ヤキ	4	30,837	24,233			55,070	905,832
東梶ヶ内	7	5,617	13,216			18,833	215,952	東西土居	2	5,648	6,972			12,620	195,929
西久保	9	5,283	28,047			33,330	337,006	大畑のワーム	112	417,068	207,904		2,894	627,866	15,201,453
上桃原	21	18,111	42,667		6,698	67,476	683,386	蔭	58	124,269	168,157	5,700	42,103	340,229	6,387,733
下桃原	9		46,394			46,394	426,824	東豊永	52	93,543	199,587		12,903	306,033	6,020,920
永淵	17	12,569	64,333			76,902	803,022	協定合計	534	1,242,042	1,349,286	5,700	79,693	2,676,721	44,906,286

マイナンバー(個人番号)の利用が始まりました!

○個人番号カードの申請について

1月から個人番号の利用が開始され、各種申請で番号を記入することも多くなってきています。

通知カードにより、番号は確認できますが、個人番号カード(写真付き)を持っていない場合は身分証明の代わりにするなど、便利なこともあります。

個人番号カードは申請しないと受け取れません。

大豊町では、高齢者も多いことから、6月に公民館単位で巡回し、その場で写真を撮影し、申請の書き方をお手伝いさせていただきますのでぜひご利用ください。



問い合わせ先 … 住民課保険窓口班

○マイナンバーを利用する主な手続き

主な手続き	問い合わせ先
所得課税証明、納税証明の申請、減免申請など	○住民課税務班
未熟児養育医療の申請、母子保健手帳の交付など	○住民課健康づくり班
児童手当認定請求・額改定請求など、児童扶養手当認定請求・額改定請求など、ひとり親家庭医療費助成・貸付など、特別児童扶養手当認定請求・額改定請求・所得状況届など、福祉医療費認定・変更の申請など、各種障害者手帳の申請、障害福祉サービスの申請、自立支援医療の申請、地域生活支援事業に関する申請、補装具に関する申請、特別障害者手当・障害児福祉手当等の申請など、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求に関する手続きなど	○住民課福祉班
国民健康保険の資格・給付の申請など、後期高齢者医療保険の資格・給付の申請など	○住民課保険窓口班
介護保険の認定・給付の申請など	○住民課介護保険班

※法律等の改正などにより今後増えていく可能性があります。マイナンバーが分からなくてもお手続きはできます。

国民健康保険の届け出はお早めに

年度変わりの時期は、転入・転出・就職・退職などにより国民健康保険の加入・脱退などの手続きが多くなる時期です。

加入・脱退などの手続きは、14日以内に必ず届け出をしてください。

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	大豊町に転入したとき	転出証明、印鑑
	職場の健康保険をやめるとき	健康保険の資格喪失証明書、印鑑 (61～64歳の方は年金証書をお願いします。)
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	
	任意継続が切れたとき	生活保護が廃止されたとき
国保を脱退するとき	他市町村に転出するとき	国保被保険者証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保被保険者証、新しくできた職場の健康保険証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	死亡したとき	国保被保険者証、印鑑
その他	生活保護が開始されたとき	国保被保険者証、生活保護決定通知書、印鑑
	退職者医療制度に該当したとき	年金証書、国保被保険者証、印鑑
	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	国保被保険者証、印鑑
	保険証をなくした(破損などで使えなくなった)とき	身分を証明するもの(運転免許証など)、印鑑
	就学のため子どもが他市町村へ転出するとき	在学証明書、国保被保険者証、印鑑

加入の手続きが14日以内にされない場合

国保加入の手続きをせず医療機関を受診した場合、いったん自己負担となりますが、支払いをしてから2年間は役場へ申請をすれば保険者負担(町負担)は返還されます。また、国保税は、届け出をした月からではなく国保に加入する資格を得た月までさかのぼって納めることになります。

脱退の手続きが遅れた場合

職場の健康保険などに加入した後に、国保の保険証で医療を受けた場合、国保で負担した分の医療費を返還していただくこととなります。また、職場の健康保険などの保険料と国保税を二重に払ってしまうことになります。

医療機関にも

保険変更の届け出を

職場の健康保険等に加入されてから、健康保険証が交付されるまでに時間がかかることがあります。その間に国保の保険証で医療機関を受診している場合は、至急、健康保険が変更したことを医療機関にも届け出てください。

〔平成28年度の国保の保険証〕

新年度の保険証は、一般被保険者が黄色、退職被保険者が紫色です。

3月下旬に世帯全員の名を世帯主に送付します。

〔医療費の一部負担金の減免等〕

国民健康保険の被保険者の方が次のような理由により、医療費の支払いが困難と認められるときは、世帯主の申請により医療費の一部負担金(自己負担額)について、減免や徴収猶予が受けられる場合があります。

〔減免等の要件〕

- ① 震災、風水害、火災などにより資産に重大な損害を受けたとき
- ② 災害による農作物の不作、不漁などにより収入が著しく減少したとき
- ③ 事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき

〔適用期間〕

審査の結果、認められた場合、徴収猶予は6カ月以内を限度として適用することができます。減免等は1カ月単位の更新制で原則3カ月を限度として適用することができます。

問い合わせ先

… 住民課保険窓口班

